

## 4 デジタルを活用した納税者利便の向上

## 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

### デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

## 税務行政の将来像2.0\*

ICT社会への  
的確な対応

税務手続きの  
抜本的な  
デジタル化

あらゆる税務手続き  
が税務署に行かずに  
できる社会



納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への  
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

消費税不正還付  
等への対応

大口・悪質事案  
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

\* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものの。

# 税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」  
(令和3年6月国税庁より)

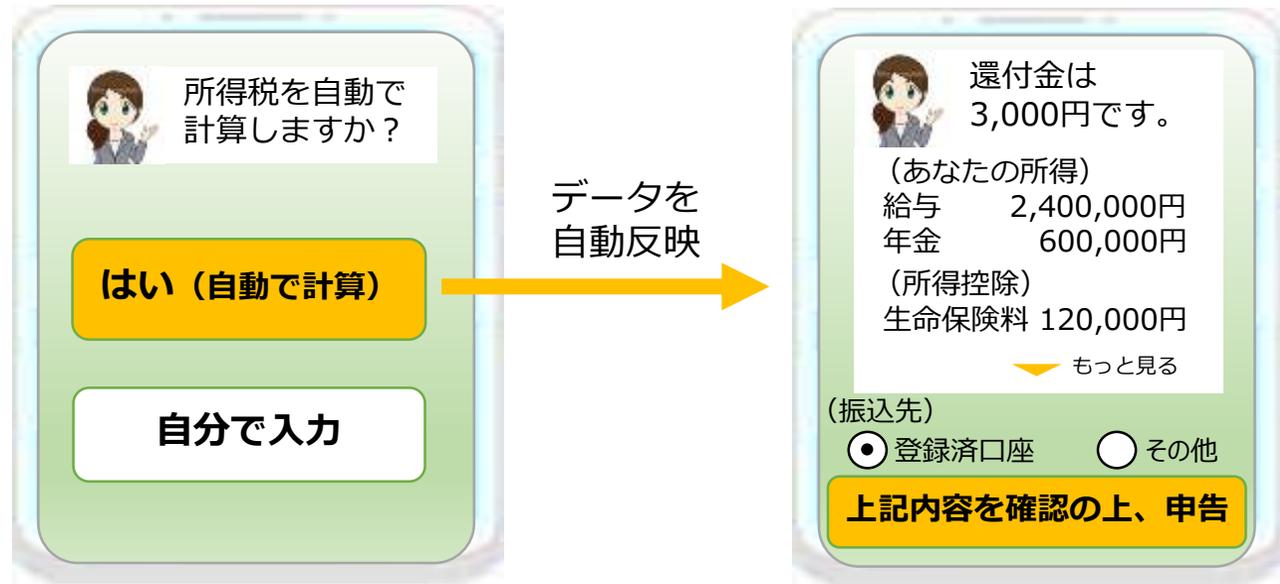
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

(現状：税務署に行く場合)

- ① 申告に必要な情報を入力・整理  
(例)
  - ・源泉徴収票（給与・年金）
  - ・生命保険料控除証明書 等※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪  
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力  
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

(将来のイメージ)

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要  
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

(注)

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。  
(既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

# あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」  
(令和3年6月国税庁より)

## ○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。

また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。